

愛媛県食の安全安心の推進に関する計画
(案)

愛媛県

目 次

1	これまでの取り組み	1
(1)	えひめ食の安全・安心推進本部の設置	
(2)	取り組みの基本方針	
(3)	えひめ食の安全・安心推進計画	
2	愛媛県食の安全安心推進条例の制定	2
(1)	条例の制定	
(2)	新しい食の安全安心推進体制	
3	計画の位置付け	4
(1)	計画の趣旨	
(2)	計画の位置付け（他の計画等との関係）	
(3)	計画の期間、進行管理	
4	目標（スローガン）	6
5	基本施策	7
(1)	基本施策の考え方	
(2)	基本施策	
6	施策の方向、推進体系	10
(1)	施策の方向の考え方	
(2)	施策の方向の設定	
資料編		
資料1	用語解説（本文中に を付けた用語の解説）	25
資料2	愛媛県食の安全安心推進条例	32
資料3	えひめ食の安全・安心推進本部設置要綱	40

1 これまでの取り組み

(1) えひめ食の安全・安心推進本部の設置

国内において、平成8年に発生した腸管出血性大腸菌O157による食中毒事件をはじめ、平成12年の汚染脱脂粉乳等による食中毒事件やBSE問題など、食品に関する事件が多発し、消費者の食に対する安全を求める声が高まりました。

このため、国においては、食品の安全性の確保に係る基本的な方針、国、地方公共団体、事業者及び消費者の責務や役割、食品安全委員会の設置などを定めた「食品安全基本法」を平成15年5月に制定し、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することとなりました。

県においても、食品安全基本法第7条に基づき、県内の状況に応じた生産から流通・消費に至る総合的な食の安全安心施策を推進するとともに、食の安全安心に対する危機発生の際の関係部局の相互の連携強化を図ることを目的として、平成15年10月、副知事を本部長とする「えひめ食の安全・安心推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置し、食の安全安心に関する施策を総合的に推進し、全庁一体となって取り組んできました。

(2) 取り組みの基本方針

従来、県では、生産から消費に至る各段階で、関係法令に基づく監視・指導等各種施策を実施してきましたが、消費者の食に対する信頼が損なわれる事件が後を絶たず、食の安全安心確保の必要性が急激に高まったことから、推進本部では、関係者（行政、事業者、消費者）がそれぞれの立場で取り組んでいる安全対策を一体となって推進することを目指し、県における食の安全安心確保に向けた「取り組みの基本方針」（以下「基本方針」という。）を掲げ、「県内で消費される食品、県内で生産される食品は安全・安心」という食に対する信頼感を高めることを目的として、この基本方針に沿った取り組みを進めてきました。

取り組みの基本方針

- 1 県民への情報提供を積極的に推進し、食に対する信頼を確保します。
- 2 安全・安心な農林水産物の生産を確保します。
- 3 安全・安心な食品の加工（製造）の指導を充実強化します。
- 4 安全・安心な食品の流通の監視を充実強化します。
- 5 食の安全・安心に関する施策に県民の意見を反映します。
- 6 民間組織と協働します。

(3) えひめ食の安全・安心推進計画

推進本部では、基本方針に沿った取り組みを行うため、平成16年度から、食の安全安心の確保に向けた施策を検討・体系化した「えひめ食の安全・安心推進計画」(以下「旧計画」という。)を作成・公表し、食の安全安心に関する確保対策を推進してきました。

旧計画は単年度毎の計画であり、基本方針に対応した重点項目を設定し、関係部局でこれに対応した事業を実施するものです。

2 愛媛県食の安全安心推進条例の制定

(1) 条例の制定

県では、基本方針や旧計画等に基づき、推進本部を中心として施策等を実施してきましたが、国内はもとより県内においても、食品関係事業者による不祥事(産地偽装、期限表示偽装等)が相次ぎ、食の安全安心の確保は、県民の最も身近で切実な願いの一つとなってきました。

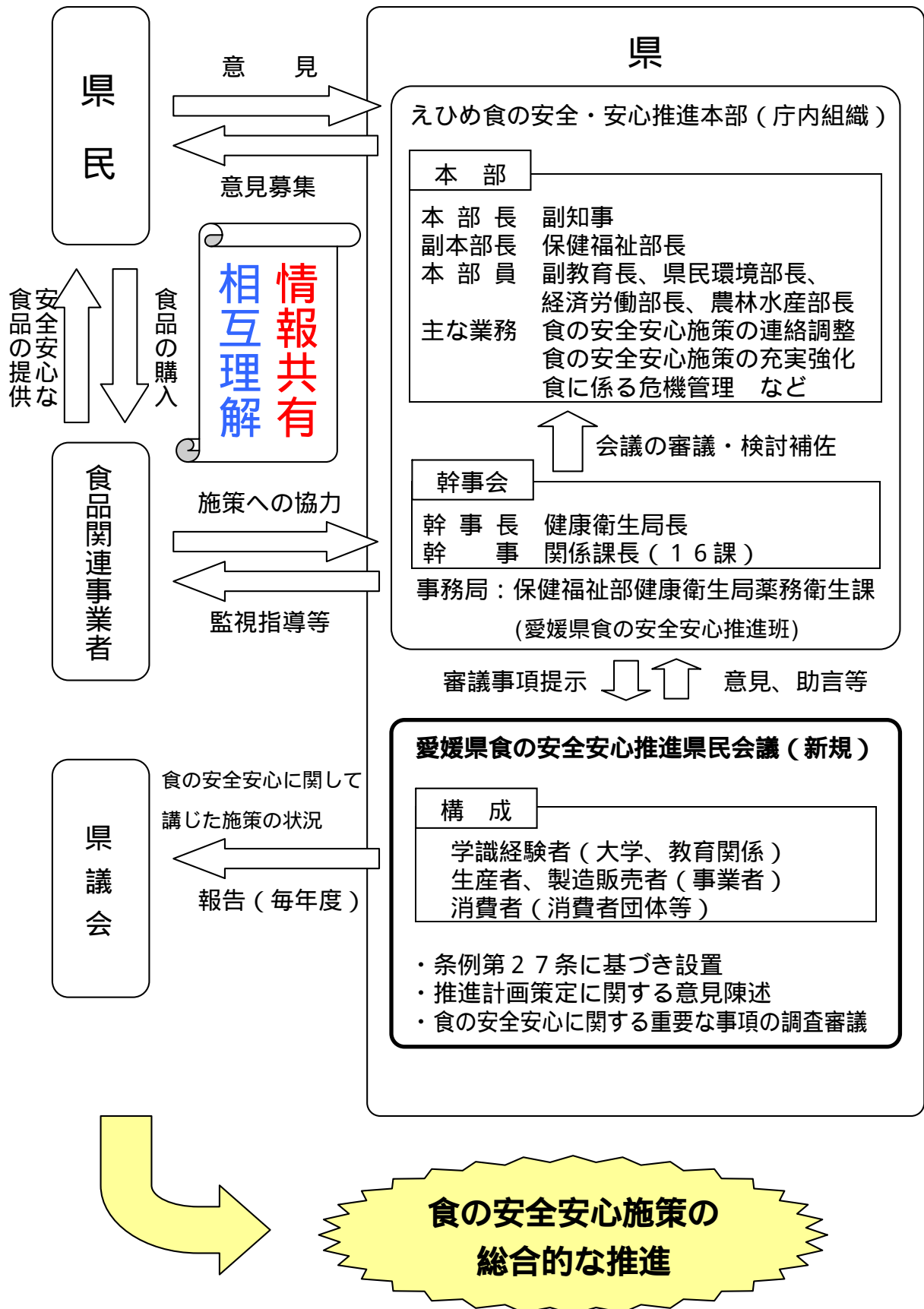
このような中、平成20年12月愛媛県議会において、愛媛県食の安全安心推進条例(以下「条例」という。)が議員提案により成立し、平成21年4月1日から施行されました。

条例では、食の安全安心の推進に関する基本理念、県、食品関連事業者、県民の責務や役割のほか、「食の安全安心の推進に関する計画」(以下「本計画」という。)の策定や食品製造工程の安全性を保障する制度の導入等施策の基本となる事項、自主回収報告制度等施策の推進に関する事項、外部有識者から構成される「愛媛県食の安全安心推進県民会議」の設置等が定められています。

(2) 新しい食の安全安心推進体制

県では、平成15年10月に設置した推進本部に加え、計画の策定など食の安全安心に関する重要事項の調査審議を行うため、条例第27条に基づき、学識経験者等から構成される「愛媛県食の安全安心推進県民会議」を設置するとともに、条例第18条に基づき、これまで以上に県民の皆様の意見を取り入れ、食の安全安心を推進するための各種施策を実施することとしております。

新しい食の安全安心推進体制



3 計画の位置付け

(1) 計画の趣旨

本計画は、本県の食の安全安心に関する基本的な方向や措置に関する事項、その他必要な事項を総合的かつ計画的に推進するための根幹となるものです。

(推進計画の策定)

第11条 知事は、食の安全安心に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安全安心の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食の安全安心に関する基本的な方向

(2) 食の安全安心のための措置に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、食の安全安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、愛媛県食の安全安心推進県民会議の意見を聴くとともに、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(2) 計画の位置付け（他の計画等との関係）

県では、平成12年に平成22年を目標年次とする「第五次愛媛県長期計画」（以下「長期計画」という。）を策定し、様々な施策事業に取り組んでいるところであり、長期計画の後期5年間のアクションプランである「後期実施計画」において、「食の安全・安心対策の推進」が「優先施策」として位置付けられています。

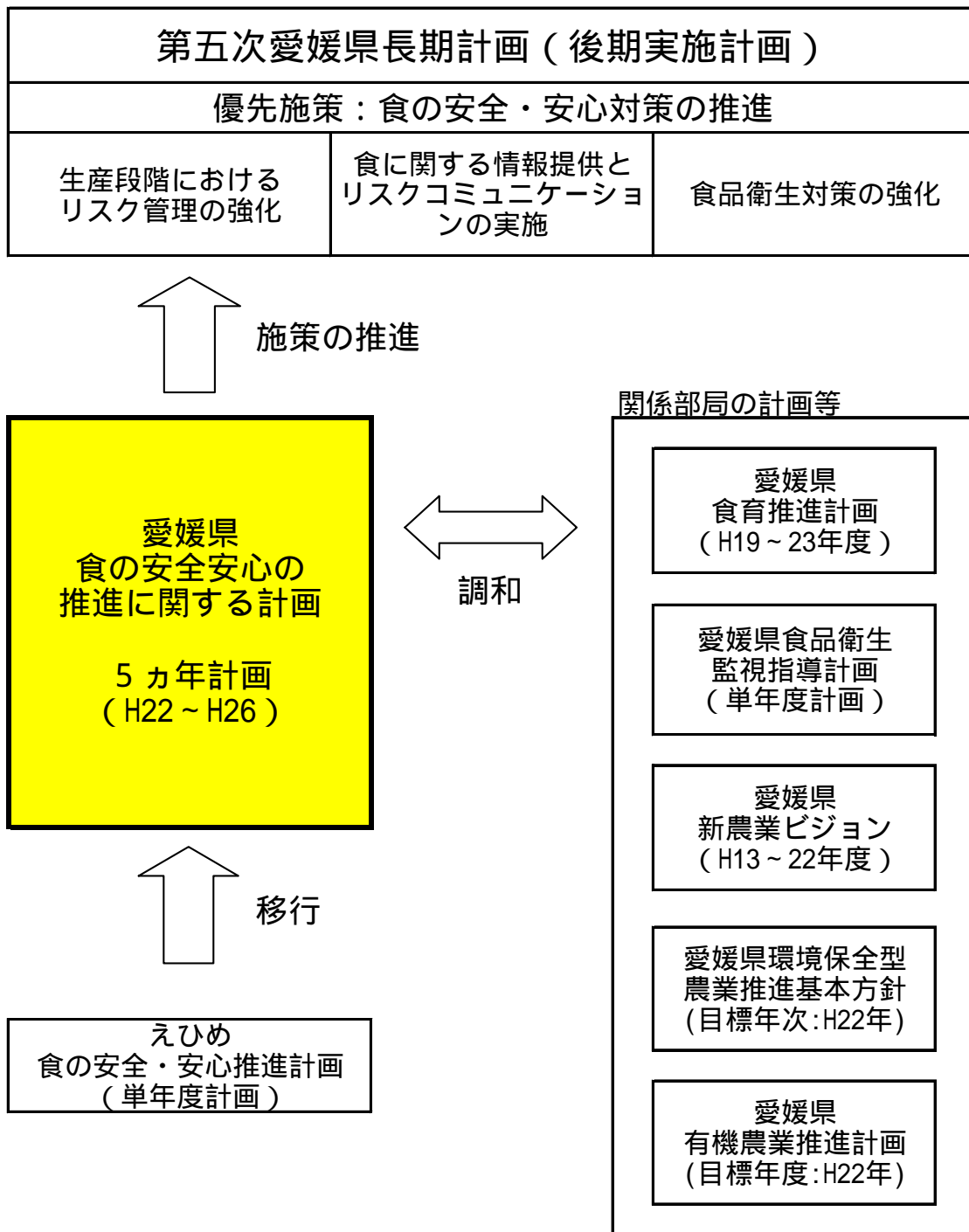
本計画は、この「食の安全・安心対策の推進」に係る施策を総合的に展開するために策定するものであり、愛媛県食育推進計画、愛媛県食品衛生監視指導計画、愛媛県新農業ビジョン等の他の計画等とも調和を図りながら実施するものです。

(3) 計画の期間、進行管理

本計画の設定期間については、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。ただし、施行後3年目を目途に中間的な見直しを実施するほか、食の安全安心をめぐる社会情勢の変化等により、内容変更の必要が生じた場合には適宜見直しを行うこととします。

また、食の安全安心に関して講じた施策の実施状況については、条例第10条に基づき、毎年度県議会に報告するとともに、県のホームページ等により広く県民へ公表します。

計画の位置付け

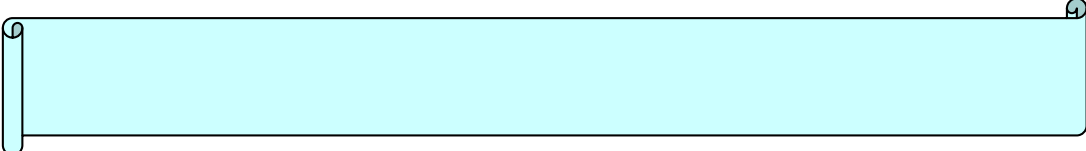


4 目標（スローガン）

条例では、「食の安全安心は、県民にとって最も身近で切実な願いの一つ」、「将来に向かってえひめの豊かな食文化を次の世代に継承していくことが不可欠」と謳っています。また、条例の目的として、「県民が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」と掲げられております。

本計画は、県民が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けた施策が盛り込まれ、これらを推進することにより、県民に「食の安全安心」が将来にわたり実感してもらえるものでなければなりません。

これを踏まえ、本計画の目標（スローガン）を以下のとおり設定しました。



安全安心・豊かなえひめ食文化の継承

5 基本施策

(1) 基本施策の考え方

条例第3条には、食の安全安心施策を進めていく上での「基本理念」が定められており、条例第4条に県の責務として、「基本理念に則り、施策を総合的に策定し、計画的に実施する」こととされています。

本計画では、目標の達成に向けた各種施策の基本的な方向を示すため、基本理念をもとに「基本施策」を設定し、食の安全安心確保対策を推進します。

(基本理念)

第3条 食の安全安心は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安全安心は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、適切に行われなければならない。

3 食の安全安心は、このために必要な措置が県民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づき講じられるとともに、県及び食品関連事業者による食品の安全性に関する積極的な情報の公開並びに県、県民、食品関連事業者その他関係者相互間の信頼と理解の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める食の安全安心についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食の安全安心に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

(2) 基本施策

基本施策については、以下の3項目を設定します。

基本施策 : 正確で分かりやすい情報の提供

条例第3条第1項では、「食の安全安心に必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより行われなければならない。」と規定されています。

このため、県民の健康保護を第一に考えた食の安全安心施策の推進が不可欠であり、正確で分かりやすい情報を県民へ提供することにより、健康危害の未然防止、さらには食に対する安心感の向上を図ります。

基本施策 : 生産から消費に至る食の安全安心の確保

条例第3条第2項では、「食の安全安心は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、適切に行われなければならない。」と規定されています。

このため、生産から消費の各段階において、関係部局が連携して監視指導、

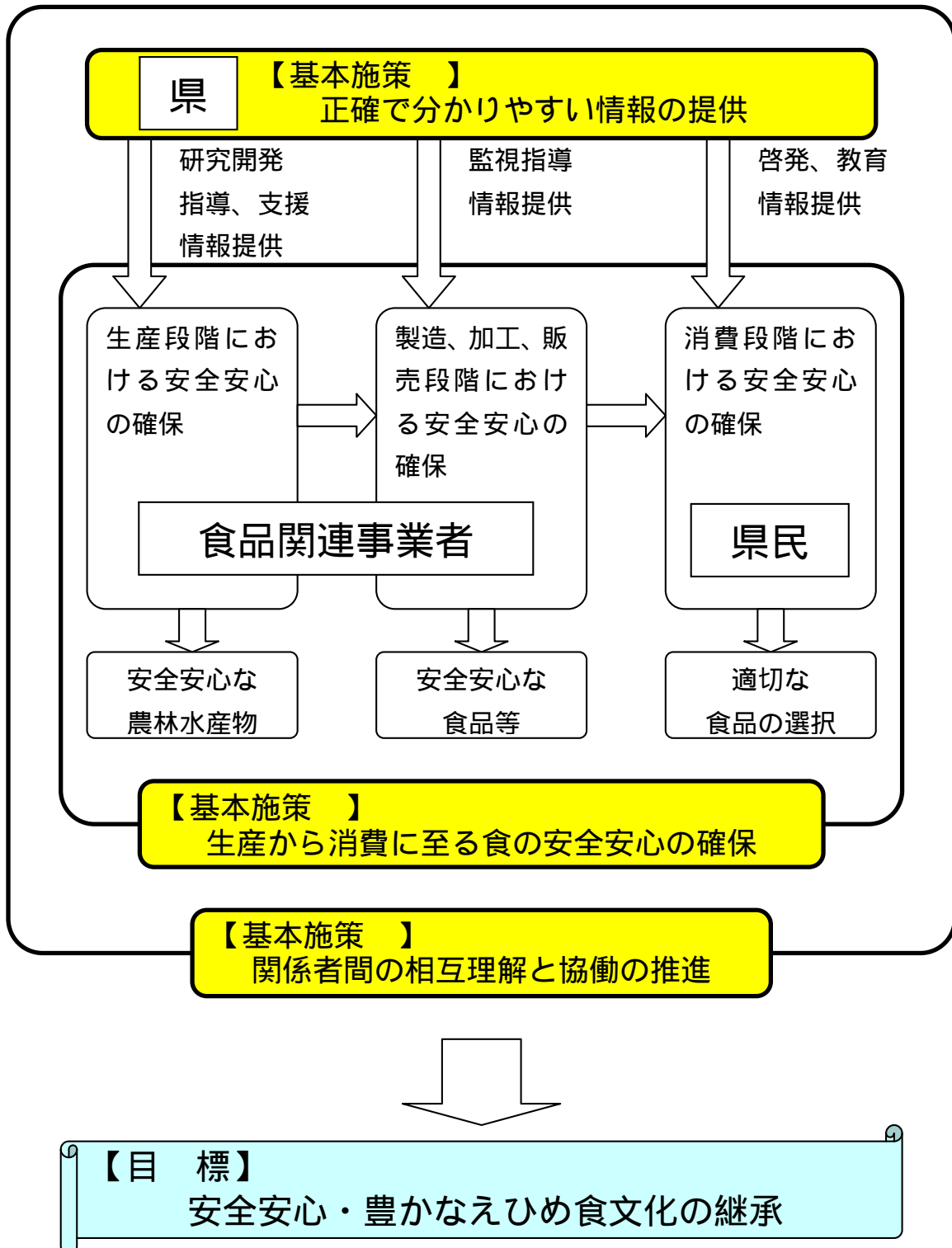
研究開発、情報提供等を実施することにより、食の安全安心の確保を図ります。

基本施策：関係者間の相互理解と協働の推進

条例第3条第3項では、「食の安全安心に必要な措置が県民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づき講じられるとともに、県及び食品関連事業者による食品の安全性に関する積極的な情報の公開並びに県、県民、食品関連事業者その他関係者相互間の信頼と理解の下に行われなければならない。」と規定されています。

食の安全安心の推進に当たり、県民の意見の反映、県や事業者からの積極的な情報公開及び関係者間の相互理解等は不可欠であり、相互理解の場の設定や意見を反映しやすい環境づくりを目指します。

計画の施策体系概要図



6 施策の方向、施策体系

(1) 施策の方向の考え方

3項目の基本施策に沿って効果的に取組みを推進するため、旧計画との整合性も図りつつ、16の「施策の方向」を設定します。

また、個々の「施策の方向」ごとに、「具体的な取組み」を示すとともに、数値目標として「推進指標」を設定し、県、食品関連事業者、消費者が一体となって推進することにより、食の安全安心を実現します。

(2) 施策の方向の設定

基本施策：正確で分かりやすい情報の提供

食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、食の安全に関する適切な措置が行われ、健康への悪影響を未然に防止することは条例の基本理念となっています。これらの措置が適切に行われるためには、県民が正確な情報を入手し、十分理解したうえで判断することが重要です。

このため、消費者の視点に立った正確・迅速な情報収集・提供体制の充実を図ります。

施策の方向1：ホームページ等を利用した情報提供の充実

具体的な取組み

(1) 食の安全安心総合ホームページの開設

食を取り巻く環境の変化に応じて消費者ニーズに合った情報を迅速かつ正確に提供するため、食の安全安心総合ホームページ（以下「総合ホームページ」という。）を開設します。

(2) メールマガジンの発行

県民へ食に関する情報を広く発信するため、食に関するトピックスなどをお知らせするメールマガジンを発行します。

(3) 収去検査 結果等の公表

県で実施している収去検査等食品等の添加物、残留農薬、微生物などの検査結果を総合ホームページ等で公表します。

(4) 食中毒予防に関する情報発信

県民に対し、講習会や県広報誌、総合ホームページ等により食品衛生知識の普及啓発に努めるほか、食中毒が多発する時期には食中毒注意報を発令

し、県民へ注意を喚起し、食中毒予防のポイント等について積極的に啓発します。

(5)食品関連事業者からの情報提供支援システム

食品関連事業者から消費者等への積極的な情報提供をサポートするため、総合ホームページから食品関連事業者の食の安全安心に関するホームページ（食の安全安心に関する取り組み、自主回収情報のサイトなど）へリンクするなどのシステムづくりを行います。

(6)消費者苦情等に関する一般消費者への情報提供

消費者が安全で合理的な消費生活を営むために必要な情報について、ファクシミリ、インターネット、情報紙等で発信するほか、消費生活センターでのパネルやビデオの展示等により広く情報提供を行います。

推進指標

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
食の安全安心総合ホームページ閲覧件数	32,650件	35,000件	38,000件
メールマガジン登録者数	0人	1,000人	2,000人
食品関連情報の提供件数	213件	210件	210件
人口10万人あたりの食中毒患者数	41.2人	30人	20人

施策の方向2：食の安全に係る相談窓口の充実

具体的な取り組み

(7)相談への的確な対応、情報共有

保健所等関係機関において、県民等からの食の安全安心に関する相談に的確に対応するとともに、複数の法令にまたがる事案については、関係機関内で情報を共有し、迅速な対応を行います。

(8)出前講座や出前相談室の実施

県政出前講座の実施や、各種イベントを活用した出前相談室を開設するなどして、消費者からの相談に対応します。

推進指標

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
相談窓口における相談受付件数	257件	250件	250件
県政出前講座、出前相談室実施件数	11件	15件	20件

基本施策：生産から消費に至る食の安全安心の確保

食を取り巻く環境の変化により、一般家庭では、加工食品、惣菜や調理済みの食品が普及し、食品が人の口に入る経路、経緯が複雑化しています。

このため、食の安全を確保し、消費者が安心できる環境づくりを進めるためには、「生産」「加工」「流通」「消費」すべての段階で適切な措置が行われる必要があります。

- 生産段階における安全安心の確保

施策の方向3：食の安全確保を最優先した生産への意識の向上

具体的な取組み

(9)生産者に対する農薬適正使用の啓発

生産者への啓発パンフレットの配布、講習会や研修会の開催、農薬販売業者に対する農薬管理指導士の認定などを通し、生産者に対する農薬適正使用の啓発を行います。

(10)農薬販売業者や使用者に対する立入検査の実施

適正な農薬の販売及び使用を確保するため、地方局農薬取締職員による計画的な農薬販売業者に対する立入検査を実施するとともに、必要に応じて使用者への立入検査を実施します。

(11)出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認

出荷前農産物の安全性を確認するため、残留農薬分析を計画的に実施するとともに、検査を円滑に実施するため、効率的な分析技術の開発に努めます。

(12)生産者個々における農薬使用の記帳推進

農業団体が実施している生産者個々における農薬使用の記帳運動と連携し、記帳の徹底を図ります。

(13)農業団体や農薬販売業者と連携した農薬適正使用の推進

愛媛県農薬適正使用推進協議会において、農業団体や農薬販売業者と一体となって農薬適正使用を推進し、安全安心な農産物の生産体制の確保に努めます。

(14)生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等への巡回

生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施します。

(15)牛耳標 装着の農家指導

関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導します。

(16)原木シイタケ等生産者を対象とした技術講習会等の開催

原木シイタケや畜産関係生産者を対象に、基本的生産技術や食の安全安心に関する意識向上を目的とした講習会等を開催します。

(17)養殖衛生管理体制の推進

養殖業者に対し、水産用医薬品やワクチンの適正使用について指導するほか、養殖衛生管理技術に関する講習会を実施します。

(18)貝毒検査の実施

貝毒原因プランクトンの出現動向に合わせて、公定検査法によりアサリなど二枚貝の貝毒量を検査し、貝毒の発生監視及び情報提供に努めます。

推進指標

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
農薬適正使用講習会・研修会の開催回数	173回	170回	170回
農薬立入検査実施件数	339件	300件	300件
出荷前の農産物の残留農薬分析件数	298件	300件	300件
生産者、飼料販売店、動物医薬品販売店巡回件数	857件	850件	850件
牛耳標装着率	100%	100%	100%
養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合	70.3%	70%	70%
貝毒検査の予定件数に占める検査件数の割合	100%	100%	100%

施策の方向4：安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み

具体的な取組み

(19)環境保全型農業 の推進

土づくりや、化学肥料・化学農薬の節減技術を普及推進するとともに、エコファーマーの育成、エコえひめ農産物の生産促進ほか、外観品質よりもその栽培方法を評価する販売先の開拓の支援に努めます。

(20)有機農業 の推進

有機農業実践農家の技術・経営調査による栽培マニュアルの策定や実証展示圃の設置、試験研究機関における有機栽培技術の確立を目指すとともに、商談会等を活用して食品加工や直接販売等の取組みの支援に努めます。

- (21) G A P （農業生産工程管理）の推進
G A Pの取り組みについて、産地や生産者へ啓発するとともに、生産者が導入しやすいG A Pシステムの開発に努めます。
- (22)消費者ニーズに対応した生産技術の開発
県の研究機関において、安全、安心な農畜産物生産のための技術を開発します。
- (23)畜産関係生産者の巡回による普及指導
畜産関係団体等と連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導します。
- (24)死亡牛のB S E検査
24ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、B S E検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。
- (25)高病原性鳥インフルエンザ対策
生産段階での対策として発生防止対策の指導、養鶏場での検査の実施、異常鶏の早期通報体制及び発生時の防疫体制の整備に取り組みます。

推進指標

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
エコファーマー取組面積	908ha	1,200ha	-
有機農業取組面積	365ha	570ha	-
安全安心な農畜産物生産に関する開発技術の数	1	4(延べ)	6(延べ)
畜産関係生産者巡回戸数	737(全戸)	全戸	全戸
高病原性鳥インフルエンザ検査羽数	980羽	対象鶏全羽	対象鶏全羽

施策の方向5：消費と生産との距離を縮める取組み

具体的な取組み

- (26)農林水産参観デーによる推進
農林水産業への理解を深めてもらうため、県の試験研究機関において農林水産参観デーを開催します。
- (27)ふれあい牧場、工場見学等の開催
関係団体等と連携し、ふれあい牧場、料理教室や乳業工場等の見学を実施します。
- (28)消費者ニーズの把握、生産への反映
アンケート調査を実施し、消費者の意見、要望を把握し、消費者ニーズに合致した農産物を生産するため、生産者へ情報を提供します。

推進指標

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
農林水産参観デー開催回数	8回	8回	8回
ふれあい牧場等の開催回数	46回	50回	50回

- 製造、加工、販売段階における安全安心の確保

施策の方向6：県内流通食品の監視指導の徹底

具体的な取組み

(29) 計画的かつ効果的な食品関係施設への監視指導の実施

愛媛県食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、食品衛生監視機動班等による食品関係施設への監視指導を計画的に実施します。また、必要に応じ、関係部局合同での立入調査を行います。

(30) 大規模調理施設に対する監視指導

学校給食、病院、事業所食堂等大規模調理施設に対しては、「大量調理施設衛生管理マニュアル」や「学校給食衛生管理基準」等に基づき、衛生管理の徹底を図るよう指導の強化に努めます。

(31) と畜場等の監視指導等

と畜場及び食鳥処理場で処理される全ての牛、豚、鶏等の検査を確実に実施するとともに、食中毒菌等による食肉の汚染防止のための監視指導を行います。特に、BSE対策については、BSEスクリーニング検査を厳正に実施するとともに、特定危険部位の除去や焼却を徹底し、県内産牛肉の安全を確保します。

(32) 収去検査の計画的な実施等

食品（輸入食品を含む）、使用添加物、農産物の残留農薬、遺伝子組換え食品等の収去検査を計画的に実施するとともに、食品検査を円滑に実施するため、検査機器の充実強化に努めます。

(33) 食品に関する調査研究の推進

高度化する食品の生産技術や分析技術に対応するため、国等とも連携しながら、食品の安全性、食品検査等に関する調査研究を推進します。

(34) 食品関係施設への監視指導等を行う人材の育成

食品関係施設の監視指導や食品関係検査等を行う担当職員の技術等向上を図るため、担当者研修会を実施するとともに、国等が実施する講習会等へ職員を積極的に派遣します。

推進指標

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
愛媛県食品衛生監視指導計画に基づく施設監視達成率	22,977件 (監視件数)	100%	100%
食品等の収去検査による規格基準 違反率	0.66%	0.50%	0.30%

施策の方向7：自主的な衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚**具体的な取組み****(35) 自主衛生管理の周知啓発**

講習会等により、食品営業者や食品衛生責任者へ食品衛生に関する最新知識や自主衛生管理に必要な事項を周知するとともに、食品衛生推進員を通じ、食品営業者へ自主衛生管理に関する啓発を図ります。

(36) 自主衛生管理に関する助言等

製造施設におけるHACCPの概念に基づいた衛生管理体制や自主衛生基準の導入、自主検査の実施、記録の作成・保存等に関し、必要な助言等を行います。また、HACCPに関する専門知識を有する担当職員を育成するため、国等で実施するHACCP関係研修会へ職員を積極的に派遣します。

(37) 自主衛生管理推進事業の支援

愛媛県食品衛生協会で実施している自主衛生管理の推進に関する自主事業を支援します。

(38) 集団給食施設における自主衛生管理の促進

学校給食等集団給食施設に対し、床のドライシステム化及びドライ運用に関する啓発や、調理場内の汚染作業区域と非汚染作業区域の明確化に関する指導などを行い、自主衛生管理の促進を図ります。

(39) 自主衛生管理等推進事業者の表彰

自主衛生管理を積極的に推進するなど、食の安全安心の確保に貢献した個人又は団体を表彰することにより、食の安全安心の推進を図ります。

推進指標

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
食品衛生責任者実務講習会受講率	66.4%	80%	100%

施策の方向 8：自主的な衛生管理手法の導入推進

具体的な取組み

(40) 食品自主衛生管理認証制度の創設、普及促進

H A C C P の概念を導入した食品自主衛生管理認証制度を創設し、食品関連事業者への普及促進を図ります。また、認証を取得した事業者については、総合ホームページ等を通じて積極的に公表します。

推進指標

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
食品自主衛生管理認証制度における認証施設数	0施設	10施設	20施設

施策の方向 9：食品表示の適正化の推進

具体的な取組み

(41) 食品表示の監視指導

関係法令に基づき、食品関係事業者への立ち入りや食品表示ウォッチャーによる小売店舗等における表示状況のモニタリングを行い、不適正な表示を行った事業者に対する改善指導や啓発を行います。また、効率的かつ効果的な監視指導を図るため、必要に応じ関係部局合同での立入調査等を実施します。

食品表示に関する知識を有する職員を育成するため、表示に関する研修会を実施するとともに、国等が実施する表示関係講習会へ職員を積極的に派遣します。

(42) 食品表示に関する啓発

食品表示の方法等を解説したパンフレット等を作成し、食品関連事業者等へ配布することにより、食品表示の適正化を促進します。

食品製造、販売事業者等に対し、食品表示に関する講習会を実施し、事業者自らの表示適正化への意識向上や最新の情報等について周知啓発を行います。なお、食品表示については、多くの法令が関係することから、必要に応じ、関係部局合同で講習会を実施します。

(43) 食品表示に関する連携

不適正な食品表示を行っている事業者に対して迅速かつ厳正に対応するため、愛媛県食品表示監視協議会において、不適正な食品表示に関する情報共有や意見交換を行い、関係機関の連携強化を図ります。

(44) 安心感に配慮した表示の推進

表示義務の対象外である外食やばら売り食品等に対する県民の信頼性を確

保するため、事業者の自主的なアレルギー物質や原産地表示等の取り組みを支援します。

(45)食品表示に関する相談への対応

食品表示に関する相談については、一元的に対応できる体制整備を図ります。

推進指標

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目 標 (H26年度)
食品表示監視実施数	28,024件	30,000件	32,000件
食品表示ウォッチャーからの報告に基づく不適切な表示の割合	35.8%	20.8%	-

- 消費段階における安全安心の確保

施策の方向 1.0：食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進

具体的な取組み

(46)食育の推進

元気な人づくりのために、全ての県民が、生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らしていくことを基本理念とする「愛媛県食育推進計画」に基づき、「みんなで！楽しく！バランスよく！愛ある食卓 元気なえひめ」をスローガンに、食育を県民運動として総合的・計画的に実施します。

(47)地産地消の推進

「えひめ地産地消の日」や「地産地消・愛あるサポーター制度」のPR、サポーターの交流促進、地産地消フェアの実施等により、安全で安心な県内産農林水産物の提供を積極的に推進し、地産地消の促進を図ります。

(48)食文化の普及推進

消費者や子供たちに、農業や食の大切さを学び、理解してもらうために、伝統食や行事食など愛媛の地域農産物を活用した食文化普及講座を開催します。

(49)小学校等での出張食育教室の実施

関係団体等と連携し、学校教育現場での食育教室や料理教室を実施します。

(50)栄養教諭による食に関する指導の推進

小中学校等に栄養教諭を配置し、児童生徒に対して、食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食を生きた教材として活用するため、地場産物の利用促進に努めます。

推進指標

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
地産地消・愛あるサポーター登録数	1,850	2,000	-
えひめ食文化普及講座開催回数	57回	50回	50回
食育教室開催回数	46回	50回	50回
学校給食における地場産物の使用割合（食材数ベース）	27.1% (H19)	30%以上	-

施策の方向 1 1：自主回収報告制度の普及

具体的な取組み

(51) 自主回収報告制度の普及促進

食品関連事業者への自主回収報告制度の普及を図るため、講習会等により内容等の周知を行うとともに、報告にあたっての注意点等をまとめた手引きを作成し、広く配布することにより、円滑な報告を促進します。

(52) 自主回収報告内容の迅速な情報提供

食品関連事業者から報告された回収情報については、総合ホームページ等により県民へ速やかに提供するとともに、回収対象食品等が流通している他の自治体へも速やかに情報提供を行います。

推進指標

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
自主回収情報の提供件数	3件	6件	10件

施策の方向 1 2：自主回収への協力の推進

具体的な取組み

(53) 自主回収着手事業者への指導等

自主回収の円滑な実施を図るため、自主回収着手事業者に対し、回収対象食品等の撤去等作業を行う小売業者や卸売業者等（以下「自主回収協力事業者」という。）へ速やかな情報提供や協力依頼を行うなど、緊密な連携を図るよう指導を行います。

(54) 自主回収協力事業者への助言等

自主回収の円滑な実施を支援するため、自主回収協力事業者に対し、必要な助言等を行います。また、食品関連事業者への講習会等を通じて、自主回収にあたっての関係事業者間の連携等について啓発を行います。

施策の方向 1.3：危害情報の申出制度の普及

具体的な取組み

(55) 危害情報申出制度 の周知

危害情報申出制度を県民へ広く周知するため、総合ホームページ等で制度の内容や申出先（窓口）をお知らせするとともに、県民を対象とした講習会等においても周知を行います。

(56) 危害情報への迅速な対応

県民から申出のあった危害情報に対し、該当食品関係施設への速やかな立入調査や改善指導等を実施するとともに、申出者へ調査結果を迅速かつ丁寧に回答します。

申出内容が他の自治体の所管に属する場合には、速やかに所管自治体へ調査を依頼し、調査結果を申出者へ回答します。

推進指標

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
危害情報申出制度対応件数	0件	20件	20件

基本施策：関係者間の相互理解と協働の推進

条例では、食の安全確保は、行政、食品関連事業者、消費者がそれぞれの責任・役割のもとに取り組みを進めることが重要であり、関係者相互間の信頼と理解のもとに行わなければならないことが基本理念となっております。このため、関係者と連携・協働して、食の安全安心の確保を効果的に推進します。

施策の方向14：民間組織等との協働

具体的な取組み

(57) 食品関係団体との連携

食の安全安心に関する施策を推進するため、自主衛生管理の推進、消費者との意見交換会の開催、食品衛生責任者講習会等の事業について、愛媛県食品衛生協会と連携して実施するほか、食の安全安心に関する講習会や各種イベント等の開催にあたっては、飲食関連組合等の関係団体とも連携・協働して内容の充実や手法について検討し、参加者の増加に努めるなど、食の安全安心の確保を推進します。

推進指標

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
食品衛生推進員巡回施設数	9,000	9,500	10,000

施策の方向15：消費者・食品関連事業者との情報・意見交換の実施

具体的な取組み

(58) リスクコミュニケーションの推進

生産者、製造者、消費者等が一体となって積極的に意見交換等を行う食の安全・安心県民講座を県内各地で開催し、リスクコミュニケーションの推進を図ります。

(59) 消費者との意見交換会の実施等

消費者による製造施設等の見学及び意見交換等を実施し、関係者相互間の理解促進を図ります。また、食品関連事業者が自主的に実施する施設見学会等、消費者との交流を促進する事業を支援します。

(60) リスクコミュニケーターの育成等

食に関する様々な立場や相互の十分な意思疎通を図るため、リスクコミュニケーションを支援、仲介できる人材を育成し、活用します。

推進指標

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
食の安全・安心県民講座の開催回数、参加者数	3回 278名	4回 400名	5回 500名
消費者との意見交換会の実施回数、参加者数	9回 328名	9回 350名	9回 350名

施策の方向16：県民の意見の反映

具体的な取組み

(61) パブリックコメントの実施

愛媛県食品衛生監視指導計画など食品等に関する県の重要な計画については、パブリックコメントを実施し、広く県民の意見を取り入れます。

(62) アンケート等による県民の意識の把握

食の安全安心に関する県民の意識を把握するため、県民へのアンケート等を実施し、今後の施策に反映させます。

推進指標

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
食の安全安心に関するアンケート協力者数	278名	400名	500名

* **推進指標**の表において、目標（H26年度）欄が「 」となっている指標は、他の計画や基本方針で平成22年度までの指標が設定されているもの。
このため、平成22年度の数値を推進計画の中間目標値と設定し、最終目標（H26年度）の数値は、他の計画による指標の設定状況を勘案した上で、推進計画の中間見直し時等に設定する。

施策体系図

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取組み			
安全安心・豊かなえひめ食文化の継承	正確で分かりやすい情報の提供	1 ホームページ等を利用した情報提供の充実	(1) 食の安全安心総合ホームページの開設 (2) メールマガジンの発行 (3) 収去検査結果等の公表 (4) 食中毒予防に関する情報発信 (5) 食品関連事業者からの情報提供支援システム (6) 消費者苦情等に関する一般消費者への情報提供			
		2 食の安全に係る相談窓口の充実	(7) 相談への的確な対応、情報共有 (8) 出前講座や出前相談室の実施			
	生産段階における安全安心の確保	生産から消費に至る食の安全安心の確保	3 食の安全確保を最優先した生産への意識の向上	(9) 生産者に対する農薬適正使用の啓発 (10) 農薬販売業者や使用者に対する立入検査の実施 (11) 出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認 (12) 生産者個々における農薬使用の記帳推進 (13) 農業団体や農薬販売業者と連携した農薬適正使用の推進 (14) 生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等への巡回 (15) 牛耳標装着の農家指導 (16) 原木シイタケ等生産者を対象とした技術講習会等の開催 (17) 養殖衛生管理体制の推進 (18) 貝毒検査の実施		
			4 安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み	(19) 環境保全型農業の推進 (20) 有機農業の推進 (21) G A P（農業生産工程管理）の推進 (22) 消費者ニーズに対応した生産技術の開発 (23) 畜産関係生産者の巡回による普及指導 (24) 死亡牛のB S E検査 (25) 高病原性鳥インフルエンザ対策		
			5 消費と生産との距離を縮める取組み	(26) 農林水産参観デーによる推進 (27) ふれあい牧場、工場見学等の開催 (28) 消費者ニーズの把握、生産への反映		
			製造、加工、販売段階における安全安心の確保	製造、加工、販売段階における安全安心の確保	6 県内流通食品の監視指導の徹底	(29) 計画的かつ効率的な食品関係施設への監視指導の実施 (30) 大規模調理施設に対する監視指導 (31) と畜場等の監視指導等 (32) 収去検査の計画的な実施等 (33) 食品に関する調査研究の推進 (34) 食品関係施設への監視指導等を行う人材の育成
					7 自主的な衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚	(35) 自主衛生管理の周知啓発 (36) 自主衛生管理に関する助言等 (37) 自主衛生管理推進事業の支援 (38) 集団給食施設における自主衛生管理の促進 (39) 自主衛生管理等推進事業者の表彰
	8 自主的な衛生管理手法の導入推進	(40) 食品自主衛生管理認証制度の創設、普及促進				
	消費段階における安全安心の確保	消費段階における安全安心の確保	9 食品表示の適正化の推進	(41) 食品表示の監視指導 (42) 食品表示に関する啓発 (43) 食品表示に関する連携 (44) 安心感に配慮した表示の推進 (45) 食品表示に関する相談への対応		
			10 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進	(46) 食育の推進 (47) 地産地消の推進 (48) 食文化の普及推進 (49) 小学校等での出張食育教室の実施 (50) 栄養教諭による食に関する指導の推進		
			11 自主回収報告制度の普及	(51) 自主回収報告制度の普及促進 (52) 自主回収報告内容の迅速な情報提供		
			12 自主回収への協力の推進	(53) 自主回収着手事業者への指導等 (54) 自主回収協力事業者への助言等		
			13 危害情報の申出制度の普及	(55) 危害情報申出制度の周知 (56) 危害情報への迅速な対応		
	関係者間の相互理解と協働の推進	関係者間の相互理解と協働の推進	14 民間組織等との協働	(57) 食品関係団体との連携		
			15 消費者・食品関連事業者との情報・意見交換の実施	(58) リスクコミュニケーションの推進 (59) 消費者との意見交換会の実施等 (60) リスクコミュニケーター育成等		
			16 県民の意見の反映	(61) パブリックコメントの実施 (62) アンケート等による県民の意識の把握		

資料編

資料 1

用語解説

【 A ~ Z 】

B S E (Bovine Spongiform Encephalopathy)

「牛海綿状脳症」と訳され、T S E (伝達性海綿状脳症 : Transmissible Spongiform Encephalopathy) という、未だ十分に解明されていない伝達因子 (病気を伝えるもの) と関係する病気のひとつで、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾病。

なお、県では、平成13年より B S E 全頭検査を実施している。

G A P (Good Agricultural Practice)

農業者自らが、(1) 農作業の点検項目を決定し、(2) 点検項目に従い農作業を行い記録し、(3) 記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4) 次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」のこと。

食品衛生管理手法の一つである H A C C P の農業版と解される (生産工程の各段階で、生物学的 (微生物)、化学的 (残留農薬等)、物理的 (異物等) な危害を分析し、生産工程毎の重要管理ポイントを明確にして、農産物の安全性を高めていく手法)。

H A C C P (Hazard Analysys and Critical Control Point)

食品の衛生管理手法の一つ。危害分析重要管理点方式ともいう。

1960年代にアメリカの宇宙計画の中で宇宙食の安全性を高度に保証するために考案された製造管理のシステム。

H A C C P は、製造における重要な工程を連続的に監視することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理法であり、危害分析、C C P (重要管理点)、C L (管理基準)、モニタリング、改善措置、検証、記録の 7 原則から成り立っている。

O 1 5 7

大腸菌の一部は、人に下痢などの消化器症状や合併症を起こすことがあり、「病原大腸菌」と呼ばれている。病原大腸菌の中には、毒素を産生し、出血を伴う腸炎や溶血性尿毒症症候群 (H U S) を起こす「腸管出血性大腸菌」と呼ばれるものがある。

腸管出血性大腸菌は、菌の成分 (「表面抗原」や「べん毛抗原」等) によりさらにいくつかに分類されており、代表的なものは「腸管出血性大腸菌 O 1 5 7 」で、そのほかに「O 2 6 」や「O 1 1 1 」などが知られている。

【あ行】

遺伝子組換え食品

遺伝子組換えとは、細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えてもとの生物の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術。

例えば、細菌の持つ除草剤の成分を分解する性質を発現させる遺伝子を、植物の遺伝子に挿入することで、除草剤に強い作物を作り出すことができる。

牛耳標

国内で生まれた全ての牛及び輸入された牛に、10桁の「個体識別番号」が印字された耳標が装着され、その牛の種別（黒毛和牛など）、出生年月日、出生地、飼養地、と畜（食肉にするための解体処理）年月日、と畜場の名称・所在地などがデータベースに登録される。この番号は、食肉の流通販売過程においても明記され、誰でもインターネットを通じてその牛の履歴を参照することができる。

愛媛県食育推進計画

県では、平成19年3月に、食育基本法に掲げられた健全な食生活の実現、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係の構築などの課題を踏まえ、食育を推進するための独自の基本理念と重点目標を掲げ、県民との協働により役割を分担しながら食育を具体的に進める「食育推進計画」を策定している。

愛媛県食品衛生監視指導計画

県では、食品衛生法第24条に基づき、国の食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針を基に、本県の実情に即応した愛媛県食品衛生監視指導計画を毎年度策定し実施している（策定にあたっては、パブリック・コメントを実施）。

主な内容は、重点的に監視指導を実施すべき項目、食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導、隣接する都道府県等その他関係行政機関との連携の確保に関する事項などである。

愛媛県新農業ビジョン

県では、平成12年6月に、本県農政の基本となる「新農業ビジョン」を策定し、平成22年の目標年次に向けて、その実現を図るため、諸施策を展開している。

愛媛県環境保全型農業推進基本方針

県では、上記の新農業ビジョンを策定し、地域環境と調和した農業の展開を図ることとしており、本指針は、農業に起因する環境への負荷を軽減し、二酸化炭素の削減など地球環境の改善にも寄与する「環境保全型農業」の推進方策を定めたもの。

愛媛県食品表示監視協議会

平成20年4月、県、松山市、独立行政法人農林水産消費安全技術センター神戸センター岡山事務所及び中国四国農政局愛媛農政事務所との間で、不適正な食品表示に関する情報共有や意見交換を行うことにより、関係する機関との連携強化を図るとともに、不適正な食品表示を行っている事業者に対して迅速かつ適正に対応することを目的として設置された。

愛媛県農薬適正使用推進協議会

平成14年9月、農薬の適正な流通・使用の徹底を推進し、農産物の安全性と産地としての信頼性を確保するため、設置したもの。

県、農業団体、農薬卸業者等から構成されており、農薬適正使用の徹底、残留農薬検査の実施、無登録農薬の情報、その他農薬の適正使用推進に必要な事項に関して協議を行っている。

愛媛県有機農業推進計画

有機農業の取り組みを増加させ、環境保全型農業の推進に資することを目的に、有機農業推進法に即した基本理念と「有機農業の推進に関する基本的な方針」に即した重点目標を掲げ、農業者その他関係者及び消費者と連携しながら、具体的に有機農業を推進するための計画。

学校給食衛生管理基準

学校給食法の規定に基づき、平成21年4月1日から施行された、学校給食施設における衛生管理の徹底を図るための重要事項について示したもの。

【か行】

環境保全型農業

農業の持つ自然循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、資源の循環利用による土づくりや、化学肥料、化学農薬の使用削減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

危害情報申出制度

県民が、人の健康に悪影響を及ぼす恐れのある食品について情報を入手したときに県へ申し出ることができる制度。申出を受けた県は、速やかに調査し、必要な措置等を行う。

規格基準

食品衛生法に規定されている、食品毎の成分規格（食品に含まれる添加物や微生物の基準）、製造・加工基準及び保存基準等のこと。

県政出前講座

県では、県民の方や団体からの要望に応じ、地域や職場で行われる集会に、県の職員がお伺いして、県の施策や事業等を説明する「県政出前講座」を実施している。そのテーマの中に、「食の安全・安心確保について」等食の安全安心に関するものが含まれている。

【さ行】

残留農薬

農薬の使用に起因して食品に含まれる特定の物質のこと。農薬が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないように、食品衛生法に基づき、全ての農薬について残留基準（いわゆる一律基準を含む）が設定され、これを超えるような農薬が残留している農産物等は販売禁止等の措置が取られる（ポジティブリスト制度）。

自主回収報告制度

愛媛県食の安全安心推進条例第22条に基づき、食品関連事業者が県内において食品等の自主回収を行った際に知事に報告する制度。

収去検査

県は、食品衛生法第28条に基づき、販売等されている食品等は無償で引き取り、同法に基づく規格基準等への適合状況について検査を行うことができる。

食中毒注意報

県では、平成16年4月より、細菌性食中毒の発生しやすい気象条件になった場合や感染性胃腸炎患者数が増加した場合に、食中毒注意報を発令し、食品関連事業者や県民へ注意喚起を行っている。発令区分は3区分（腸炎ビブリオ、腸炎ビブリオ以外の細菌性食中毒、ノロウイルス）。

食品衛生法（本文中にはないが参考掲載）

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする法律で、昭和22年に制定された。

一般的に言う飲食物のほか、飲食物等に直接接する器具、容器包装やおもちゃ、洗浄剤等も対象とし、食品等の規格基準、表示、検査制度、営業許可等についても規定している。

食品衛生協会

昭和22年の食品衛生法制定を機に、これに呼応して、食品関係のあらゆる業態の方達が相集い、同法の趣旨に添って行政に協力し、自主衛生管理を実施することを目的として、昭和23年11月1日に社団法人日本食品衛生協会（日食協）が設立された。

また、日食協の下部組織である愛媛県食品衛生協会は、食品関係事業者が自主衛生管理を徹底し、消費者に対して安全で安心な食品を提供するために、昭和31年10月に発足した。

食品衛生推進員

県では、平成13年4月より、食品衛生法第61条に基づき、食品等事業者の食品衛生向上に関する自主的活動を促進するため、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見がある人の中から130名に、2年の任期で食品衛生推進員として委嘱している。

推進員は、飲食店営業の施設の衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき、都道府県等の施策に協力して、食品等事業者からの相談に応じ、助言その他の活動を行う。

食品衛生責任者

食品衛生法に基づく営業許可を営む場合、施設又はその部門ごとに、食品等を取り扱う者のうちから食品衛生責任者を1名以上置く必要がある。

責任者は、保健所長が指示する講習会を定期的に受講し、常に食品衛生に関する最新の知識及び技術の習得に努めるなど、施設の衛生管理向上に向けた業務を行う。

食品衛生監視機動班

食品衛生法に基づく食品等の収去、検査並びに食品関係施設の監視、指導等を行い、もって食品衛生上の危害の発生を防止し、県民の食品衛生の向上を図ることを目的として、愛媛県食品衛生監視機動班を昭和51年に設置した。

西条、今治、松山、八幡浜、宇和島の各保健所に機動班が設置されている。

食品表示ウォッチャー

食料品販売店において、日頃の買い物を通じて把握した食品表示の状況や、不適正と思われる食品表示について県に報告してもらう制度。

食の安全・安心県民講座

県では、平成16年度より、リスクコミュニケーションの一環として、県内各地において生産者、製造者、消費者等が一同に会し、食品に関する意見交換等を実施している。

【た行】

大量調理施設衛生管理マニュアル

厚生労働省において平成9年に作成された、いわゆる大量調理施設（1回300食以上又は1日750食以上提供する調理施設）における食中毒の発生を防止するため、HACCPの概念に基づいた調理過程における重要管理事項（十分な加熱、二次汚染防止等）やこれらの点検・記録について示したもの。

地産地消・愛あるサポーター制度

地産地消の趣旨に賛同する生産者や消費者、食品流通・加工、外食産業などの食品に携わる関係者に、サポーターになっていただき、健全な食生活の推進や県産農林水産物の利用拡大に向けた活動を通じて、地産地消のネットワークを築くことを目的として、平成15年12月に創設された制度。

特定危険部位

牛の舌及び頬肉を除いた頭部、脊髄並びに回腸遠位部のことを言い、食肉処理時における除去・焼却が法令上義務化されている。

【な行】

農薬管理指導士

農薬取扱者の資質を向上し、農薬による危被害の未然防止及び環境保全対策を推進することを目的に、農薬販売業者等に対して、農薬に関する専門的な研修及び試験を実施し、合格した者を農薬管理指導士として認定している。

農薬管理指導士は、農薬購入者及び農薬使用者に対して、農薬適正使用の指導をすることを主な任務としている。

【や行】

有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

床のドライシステム化（ドライ運用）

従来、給食施設等の調理室では、床面を水で流す方法が主流であったが、高温多湿の環境となり、従業員の健康上の問題や跳ね水等による二次汚染等の問題があった。

ドライシステムは、給食室の床面を乾いた状態で使用するもので、細菌やカビの繁殖を抑えるとともに、床面からの跳ね水による二次汚染を防ぐなど、衛生管理面の向上や作業環境の改善が可能となる。

【ら行】

リスクコミュニケーション

消費者、事業者、行政担当者などの関係者の中で情報や意見をお互いに交換・共有するもの。

関係者が会場などに集まって行う意見交換会、新たな規制の設定などの際に行う意見聴取（いわゆるパブリック・コメント）が双方向性のあるものだが、ホームページを通じた情報発信などの一方向的なものも広い意味でのリスクコミュニケーションに関する取り組みに含まれている。

資料 2

愛媛県食の安全安心推進条例

平成 20 年 12 月 19 日

愛媛県条例第 71 号

改正 平成 21 年 7 月 17 日

愛媛県条例第 42 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 第 10 条）

第 2 章 施策の基本となる事項（第 11 条 第 21 条）

第 3 章 施策の推進（第 22 条 第 26 条）

第 4 章 愛媛県食の安全安心推進県民会議（第 27 条）

第 5 章 雑則（第 28 条）

附則

国際化の進展に伴い、私たち県民の日々の食卓は世界中からもたらされた多種多様な食材でにぎわい、豊かな食生活を享受することが可能となった。

一方、食生活の基本となる食品の安全性を損なう危機的事態が国内はもとより世界各地で次々と発生するなど、食を取り巻く環境は大きく変化しており、私たち県民は、この状況に的確に対応していかなければならない。

言うまでもなく、食こそ生命と生活の礎であり、食の安全安心は、県民にとって最も身近で切実な願いの一つである。

このため、県、市町及び食品関連事業者はもとよりすべての県民が、一体となってこれらの課題に果敢に挑み、その解決を図ることによって食の安全安心を推進するとともに、将来に向かってえひめの豊かな食文化を次の世代に継承していくことが不可欠である。

ここに、食の安全安心について、すべての県民の参加と相互理解の下、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、食品の安全性及び食品に対する安心感の確保（以下「食の安全安心」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、食の安全安心のための施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、

もって県民が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品 すべての飲食物（薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。
- (2) 食品等 食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）並びに添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第4項に規定する器具をいう。）及び容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）をいう。
- (3) 生産資材 農林漁業において使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある資材をいう。
- (4) 食品関連事業者 食品等又は生産資材の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者であって、県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有する者をいう。

(基本理念)

第3条 食の安全安心は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

- 2 食の安全安心は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、適切に行われなければならない。
- 3 食の安全安心は、このために必要な措置が県民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づき講じられるとともに、県及び食品関連事業者による食品の安全性に関する積極的な情報の公開並びに県、県民、食品関連事業者その他関係者相互間の信頼と理解の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める食の安全安心についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安全安心に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

(食品関連事業者の責務)

第5条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食の安全安心について第一義的責任を有していることを認識して、食の安全安心のために必要な措置を食品等の生産から販売に至る一連の供給の行程（以下「食品等供給行程」という。）の各段階において適切に講ずる責務を有する。

- 2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において取り扱う食品等

又は生産資材により県民の健康への悪影響が発生し、又はそのおそれがある場合には、当該悪影響の発生又は拡大の防止に必要な措置を的確かつ迅速に講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、国、県又は市町が実施する食の安全安心に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の役割)

第6条 県民は、自ら健康で安心な生活を確保する自覚を持ち、食品等の安全性についての知識及び理解の向上に努めるものとする。

2 県民は、食の安全安心に関する施策に対して意見を表明するよう努めることにより、食の安全安心の推進に積極的な役割を果たすものとする。

(国等との連携等)

第7条 県は、食の安全安心に関する施策の推進に当たっては、国、他の都道府県及び市町と密接な連携を図るよう努めるものとする。

2 県は、食の安全安心に関する施策の推進に当たっては、消費者団体、食品関連事業者の組織する団体その他の関係団体との協働に努めるものとする。

(環境に及ぼす影響への配慮)

第8条 食の安全安心を推進するに当たっては、県、食品関連事業者及び県民は、その取組が環境に及ぼす影響について配慮するものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、食の安全安心に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の報告及び公表)

第10条 知事は、毎年度、食の安全安心に関して講じた施策の実施状況について、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第2章 施策の基本となる事項

(推進計画の策定)

第11条 知事は、食の安全安心に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安全安心の推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食の安全安心に関する基本的な方向

(2) 食の安全安心のための措置に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、食の安全安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、愛媛県食の安全安心推進県民会議の意見を聴くとともに、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(推進体制等の整備)

第12条 県は、食の安全安心に関する施策を総合的に推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

2 県は、食品等による人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、迅速かつ適切に対処するための緊急時の体制及び当該被害の発生の防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(食品等供給行程の監視等及びその体制の整備)

第13条 県は、食品等供給行程の各段階において、食の安全安心に関し適切な取扱いが行われていることを監視し、指導し、及び検査するために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置の実施に当たっては、関係機関と連携を図るとともに、機動的、効果的かつ効率的に実施するための体制の整備に努めるものとする。

(安全な食品等の生産及び供給の促進)

第14条 県は、安全な食品等の生産及び供給を促進するため、食品関連事業者による食品等の適切な生産及び供給の管理が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、安全な農林水産物の生産を促進するため、農林水産業の振興に関する施策の充実に努めるものとする。

(自主的な衛生管理の促進)

第15条 県は、食品関連事業者による自主的な衛生管理が食の安全安心上重要であることにかんがみ、食品関連事業者が食の安全安心のために行う食品等の取扱いに関する基準の設定その他の自発的な取組を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を円滑に実施するため、食品等の製造、加工等を行う工程の安全性を保証するための制度の整備及びその普及に努めるものとする。

(食品表示制度の適切な運用の確保等)

第16条 県は、食品の表示が食の安全安心に関し重要な役割を果たしていることにかんがみ、食品の表示の制度の適切な運用を確保するとともに、食品の生産、輸入、販売その他の事業活動を行う事業者が県民の食品に対する安心感に配慮した方法

で食品の表示をするよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報公開、情報の共有及び相互理解の促進)

第17条 県は、食品関連事業者が保有している食の安全安心に関する情報に関して、食品関連事業者による積極的な公開又は提供が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、食の安全安心に関する情報の収集、整理、分析及び公開に努めるとともに、県、県民、食品関連事業者その他関係者相互間の情報の共有及び相互理解を図るため、食の安全安心に関する情報及び意見の交換が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(県民の意見の反映)

第18条 県は、第11条第3項に定めるもののほか、食の安全安心に関し、広く県民の意見を求めるために必要な措置を講じ、その意見を施策に反映するよう努めるものとする。

(調査研究等の推進等)

第19条 県は、食の安全安心に関する調査研究及び技術開発を推進し、及びその成果を普及するために必要な措置を講ずるものとする。

(人材の確保及び育成)

第20条 県は、食品等及び生産資材の安全性に関して専門的な知識を有する人材を確保し、及び育成するために必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第21条 県は、県民が食の安全安心に関する知識と理解を深めるため、食の安全安心に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、食の安全安心に関する県民の意識の向上を図るため、食育の推進を図るものとする。

3 県は、食の安全安心の推進を通じて、県内の安全で良質な農林水産物の地産地消(地域で生産された農林水産物を当該地域で消費することをいう。)の推進を図るものとする。

第3章 施策の推進

(自主回収報告制度)

第22条 食品関連事業者(食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売する事業者に限る。以下この条から第24条までにおいて同じ。)は、県内において、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手したとき(法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。)は、直ちに、規則で定めるところにより、知事に報告

しなければならない。ただし、食品関連事業者が食品衛生法に基づく条例の規定により報告するときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項本文の規定による報告に係る回収の措置が、人の健康への被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないとき、当該食品関連事業者に対し、回収の措置に関する指導その他の必要な指示をすることができる。
- 3 第1項本文の規定による報告を行った食品関連事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

(自主回収の公表等)

第23条 知事は、前条第1項本文若しくは第3項の規定による報告又は食品衛生法施行条例(平成12年愛媛県条例第16号)別表第1の1の項(1)イの規定による報告があったときは、速やかにその旨を公表するとともに、当該報告に係る情報を関係行政機関の長に提供しなければならない。

(自主回収への協力)

第24条 食品関連事業者は、その取り扱う食品等について、他の事業者によって自主的な回収が行われるときは、円滑かつ確実な回収のために必要な協力をするよう努めるものとする。

(危害情報の申出)

第25条 県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手したときは、規則で定めるところにより、知事に対し、その旨を申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該申出の内容に相当の理由があると認めるときは、関係法令及びこの条例に基づく必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該申出の内容が他の行政機関の所管に属するときは、当該申出の内容を当該行政機関の長に通知するものとする。

(顕彰の実施)

第26条 知事は、食の安全安心に関し、特に優れた取組をした者の顕彰に努めるものとする。

第4章 愛媛県食の安全安心推進県民会議

第27条 第11条第3項の規定により知事に対し意見を述べさせるとともに、食の安全安心に関する重要な事項を調査審議させるため、愛媛県食の安全安心推進県民会議(以下「推進県民会議」という。)を置く。

- 2 推進県民会議は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

- 4 専門の事項を審査させ、又は調査審議させるため必要があるときは、推進県民会議に専門委員を置くことができる。
- 5 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 6 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 専門委員は、第4項に規定する専門の事項の審査又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 9 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 10 第2項から前項までに定めるもののほか、推進県民会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(保健所を設置する市が処理する事務)

第28条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、食品衛生法又は健康増進法(平成14年法律第103号)の規定に違反し、又は違反するおそれがある食品等に関する次に掲げる事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、保健所を設置する市が処理することとする。

- (1) 第22条第1項本文の規定に基づく自主的な回収の着手の報告の受理に関する事務
- (2) 第22条第2項の規定に基づく自主的な回収の措置に関する指導その他の必要な指示に関する事務
- (3) 第22条第3項の規定に基づく自主的な回収の終了の報告の受理に関する事務
- (4) 第23条の規定に基づく関係行政機関の長に対する情報の提供に関する事務(第22条第1項本文又は第3項の規定による報告に係るものに限る。)
- (5) 第25条第1項の規定に基づく人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手した旨の申出の受理に関する事務
- (6) 第25条第2項の規定に基づく必要な調査及び措置又は他の行政機関の長に対する通知に関する事務

(規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第22条、第23条及び第25条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成21年7月17日条例第42号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

資料3

えひめ食の安全・安心推進本部設置要綱

(目的)

第1条 生産から流通・消費に至る総合的な食の安全・安心施策を推進するとともに、食の安全・安心に対する危機発生の際の関係部局の相互の連携強化を図ることを目的として、「えひめ食の安全・安心推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置する。

(推進本部の業務)

第2条 推進本部は次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 食の安全・安心確保に関する施策の連絡調整に関すること。
- (2) 食の安全・安心確保に関する施策の充実強化に関すること。
- (3) 食に係る危機管理に関すること。
- (4) その他食の安全・安心に関する重要事項に関すること。

(推進本部の組織等)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長が指名する本部員をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し推進本部を総括する。

(会議の招集)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に、会議の審議・検討を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長には、健康衛生局長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が必要に応じ招集し、主宰する。
- 6 幹事長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局は保健福祉部健康衛生局薬務衛生課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、推進本部の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第4項関係）

県民環境部長
保健福祉部長
経済労働部長
農林水産部長
副教育長

別表第2（第6条第4項関係）

県民生活課長	経営支援課長	林業政策課長
保健福祉課長	観光物産課長	漁政課長
健康増進課長	農政課長	水産課長
薬務衛生課長	ブランド戦略課長	保健スポーツ課長
産業政策課長	農産園芸課長	
産業創出課長	畜産課長	